

2025年4月から「神戸市成年後見制度利用支援事業」の 申請書様式、審査方法が変わります

◆改正の時期◆

2025年4月1日

※同日の申請分より、申請書等の様式や審査方法が変更となります。

◆主な変更内容◆

(1) 申請書等の様式

2025年4月1日付の申請より、新様式での申請をお願いします。
新様式は市HPに掲載しています。

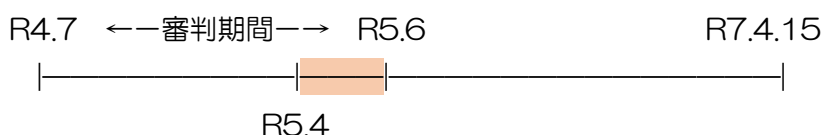
▼市HP



(2) 助成対象期間

助成対象期間が、「申請日から起算して2年前の日が属する月から申請日が属する月まで かつ 報酬付与の審判期間」になります。

【例】助成申請日：R7.4.15、審判期間：R4.7～R5.6



助成対象期間は「R5.4（2年前の日が属する月）～R5.6」

※「よくある質問（Q&A）」Q6をご参照ください。

(3) 収支月額“プラス分”の考慮方法

「収入合計から支出合計を引いた収支月額差額3か月（または6か月）のプラス分」を本人財産として追加します。

なお、収支月額差額3か月（または6か月）分がマイナス（支出額の方が大きい）の場合、マイナス分は本人財産から削減しません。

※「よくある質問（Q&A）」Q10をご参照ください。

(4) 負債の考慮方法

原則「返済中の負債の実返済月額」のみを、収支月額の支出として、「今後必要となる生活費」及び「収支月額差額3か月（または6か月）」の計算に含めることとします。そのため、返済していない負債は考慮の対象となりません。

※「よくある質問（Q&A）」Q10をご参照ください。

◆お問い合わせ◆

神戸市福祉局くらし支援課 (TEL) 078-322-6546